

令和8年度

箕輪町

商工業補助金制度のご案内

箕輪町役場
商工観光課
商工係



目 次

箕輪町の補助金

■省エネに関する補助金

| | |
|---------------------------|---|
| 箕輪町ゼロカーボン推進補助金（ゼロカーボン推進室） | 1 |
| 省エネ最適化診断補助金 | 3 |

■用地取得・設備投資に関する補助金

| | |
|----------------------------|---|
| 工場等設置事業補助金 | 4 |
| ・町内に工場を新設・増設・移設した場合 | |
| ・償却資産を取得した場合 | |
| ・工場を新設・増設・移設するための用地を取得した場合 | |
| 空き店舗出店促進事業補助金 | 6 |

■DX 推進に関する補助金

| | |
|------------|---|
| DX 推進事業補助金 | 8 |
|------------|---|

■企業の競争力向上に関する補助金

| | |
|-------------------|----|
| 箕輪町中小企業競争力向上支援補助金 | 10 |
| 中小企業共同事業促進補助金 | 12 |
| 新技術及び新製品開発事業補助金 | 13 |

■事業承継に関する補助金

| | |
|-----------|----|
| 事業承継支援補助金 | 15 |
|-----------|----|

■若者の地元就職を応援する補助金

| | |
|----------------|----|
| 箕輪町の未来を担う世代応援金 | 16 |
|----------------|----|

■従業員の福祉の増進に関する補助金

| | |
|----------------|----|
| 中小企業退職金共済掛金補助金 | 18 |
|----------------|----|

■箕輪町観光商品開発等支援事業補助金（観光係）

| | |
|-------------------|----|
| 箕輪町観光商品開発等支援事業補助金 | 19 |
|-------------------|----|

箕輪町商工会の補助金

■雇用・人材育成に関する補助金

建設業関係技能講習等受講助成金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

■商店街に関する補助金

看板設置補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

■展示会に関する補助金

工業製品展示会出展支援助成金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

その他町商工支援制度

◆箕輪町工業ビジョンについて

箕輪町工業ビジョンのご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

◆創業をお考えの皆様へ

創業支援事業のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

サテライトオフィスのご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

◆人材をお探しの事業所様へ

箕輪町地域密着型無料職業紹介所・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

◆資金運用の助成制度について

箕輪町商工業振興資金融資制度のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

◆設備導入に係る支援制度について

先端設備導入計画のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

◆箕輪町勤労者互助会について

箕輪町勤労者互助会に加入しませんか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34


◎町ホームページ掲載情報のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

※電子申請の場合

創エネルギーを促進することで、ゼロカーボンを推進するとともに、余剰電力を町内で活用することにより持続可能な社会を構築するため、太陽光発電設備、太陽熱利用システムの設置に要する経費の一部を補助します。

| | |
|-----------|---|
| 内 容 | 事業所への太陽光発電設備や太陽熱利用システムの設置に対し、費用の一部を助成します。令和8年度から新築事業所も対象です。 |
| 交 付 対 象 者 | 次のいずれにも該当する個人又は法人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定日以降に補助対象事業に着手し、申請した年度の2月末までに事業を完了し、実績報告書を提出できる者 ・ 過去に本補助金を活用し、太陽光発電設備を設置したことがない者 ・ 町税等の滞納がない者 ・ 暴力団員や暴力団関係者でない者 |
| 交 付 要 件 | <p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所又は当該住宅等及び事業所と同一敷地内に補助対象設備を設置すること。 ・ 長野県内に本店、支店若しくは営業所を有する事業者には太陽光発電設備を設置させること ・ (既存事業所) 契約の締結は交付決定日以降に行うこと ・ (新築事業所) 事業の着手は交付決定日以降に行うこと ・ 本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと ・ 交付金実施要領別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業)の交付要件を満たすこと <p>【太陽光、ソーラーカーポート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業により設置する太陽光発電設備で発電する電力のうち、自家消費量する電力量が50%以上であること ・ FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと ・ 余剰電力は町長が指定する小売電気事業者に売却すること ・ 既存設備の更新の場合は、設置から17年が経過していること ・ 設置する設備は、商用化され、導入実績があり、中古のものでないこと ・ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項に準拠して事業を実施すること ・ ソーラーカーポートを導入する場合、補助対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業(ソーラーカーポート事業))」を参考にすること。 |

| | |
|---------------|--|
| | <p>【太陽熱利用システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽集熱器が JIS4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものであること ・ 既存設備の更新の場合は、設置から 15 年が経過していること ・ 設置する設備は、商用化され、導入実績があり、中古のものでないこと |
| 補助対象経費 | 設置費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。） |
| 補助率等 | <p>【屋根上設置等】 6 万円/kW（上限 300 万円） ※補助金額算出の対象となる出力は、「太陽電池モジュールの総出力」と「パワーコンディショナの出力」のいずれか低い値となります。 ※kW 表示の小数点 2 位未満は切り捨て。千円未満切り捨て。</p> <p>【ソーラーカーポート】 補助対象経費の 1/3 以内（上限 500 万円） ※太陽光発電一体型、太陽光発電搭載型どちらも補助対象です。 ※既存のカーポートへの太陽光発電設備の設置の場合、6 万円/kW の補助率が適用されます。 ※補助対象経費は、太陽電池モジュール、架台、カーポート（太陽光発電モジュールの土台となるものに限る）、基礎、接続箱、パワーコンディショナ、その他付属機器、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。ただし、基礎はカーポートの柱を地面に固定するための部分に限る。</p> <p>【太陽熱利用システム】 補助対象経費の 2/3 以内（上限 60 万円）</p> |
| 必要書類 (申請時) | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書（様式第 1 号） ・ 設置する事業所の位置図 ・ 補助対象経費その内訳が記載された見積書の写し ・ 設置箇所を示す写真 ・ メーカー、型式及び容量等設備の仕様が確認できる書類 ・ 既存設備の設置年月が確認できる書類（更新の場合） ・ 委任状（様式第 2 号）（手続きを代理人に委任する場合） ・ 申請に係る確認表 <p>【太陽光、ソーラーカーポートの必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力消費量計画書（5kW 以上の場合） ・ 設備の解体・撤去等に係る費用確保計画書（10kW 以上の場合） <p>【太陽熱利用システムの必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽集熱器が JIS4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有することを確認できる書類 |
| 申請方法 | <p>(1) 紙による申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付日：毎月 8 の付く日（土日祝の場合は、前営業日） ・ 受付場所：箕輪町役場 1 F 町民ホール ・ 受付時間：9 時から 15 時 <p>(2) 電子申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付時間：24 時間受付可 <p>※最終受付は 9 月 25 日（金）まで。 ※予算上限に達した場合、早期に終了する可能性があります。</p> |

| | | |
|--------------|--|---|
| 経済効果シミュレーション | 太陽光発電設備に係る電気代削減効果による投資回収期間等について、先着 30 事業所に無料でシミュレーションを提供します。所在地・延床面積・業種・定休日の最少 4 情報から実施できます。申込・詳細は、二次元コードか URL からご確認ください。 https://www.town.minowa.lg.jp/soshiki/dxsuishin/gyomu/2/1/1/8684.html |  |
| その他 | 個人の住宅等への太陽光発電、蓄電池、太陽熱利用システム等の補助メニューもございます。詳細は町ホームページをご確認ください。申請書類も掲載しています。 https://www.town.minowa.lg.jp/soumu/zero0001.html | |

商工係

省エネ最適化診断補助金

随時
受付

企業におけるゼロカーボンの取組みを支援するため、（一財）省エネルギーセンターによる「省エネ最適化診断」を実施した中小企業者に対し、診断料を補助します。

■対象者

町内に事業所を有し、1年以上事業を営む中小企業者

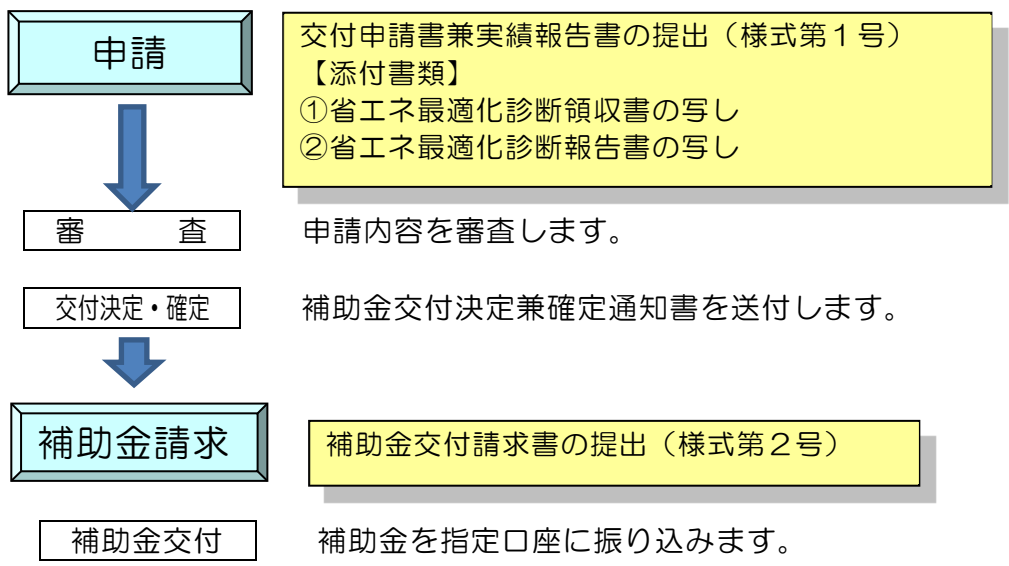
■補助対象事業

（一財）省エネルギーセンターによる「省エネ最適化診断」を実施した事業

■補助金額

省エネ最適化診断の診断料（振込手数料除く）。

補助金交付申請の流れ



工場等設置事業補助金

10月末
までに
申請

企業誘致の促進と施設の近代化を図るため、工場の新増移設に係る固定資産税及び償却資産や工場用地取得に係る経費に対して補助金を交付します。対象となる資産は、申請年の1月1日現在申告した固定資産となります（前年中に取得した資産が対象）。

令和8年4月1日から制度を一部改正しています。令和7年取得の固定資産および償却資産に対する令和8年度補助分から改正後の補助内容の適用となります。

また、令和8年度補助内容から中小企業基本法で定められる中小企業と大企業(みなし大企業)で補助内容が異なります。

◆ 対象となる業種（工業等）

- ①製造業 ②道路貨物運送業 ③倉庫業 ④こん包業 ⑤卸売業

■ 家屋にかかる固定資産税相当額の補助 町内に工場を新設・増設・移設した場合

※工場の新設等に伴い取得した減価償却資産の総額（投下固定資産総額※）が、

中小企業は1,000万円以上、大企業は2,000万円以上の場合

| 対象企業 | 年度割合 | 当該固定資産税相当額の交付割合 | | |
|--------------------|------|-----------------|------|------|
| | | 初年度 | 2年度 | 3年度 |
| 新規企業（町内に工場等を有しない者） | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 既存企業 | 100% | | | |

- ・ 補助金額の上限はありません。
- ・ 購入から1年以内に建物を建設し始めた場合に限り、土地も対象となります。
- ・ 令和6年以前に取得された家屋に係る固定資産税相当額補助については、制度改正前の補助対象期間での補助となります（新規企業：5年間、既存企業3年間）。

■ 減価償却資産に係る固定資産税相当額の補助 償却資産を取得した場合

※取得した減価償却資産の総額（投下固定資産総額※）が1,000万円以上が対象

| 対象企業 | 補助金額 |
|--------------|---|
| 新規企業 既存企業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取得した償却資産のうち、<u>資産の種類が、「2. 機械及び装置」に係る初年度分の固定資産税相当額について補助。ただし、太陽光発電設備は対象外</u> ・ 固定資産税相当額について、<u>中小企業は上限300万円、大企業は上限200万円</u> |

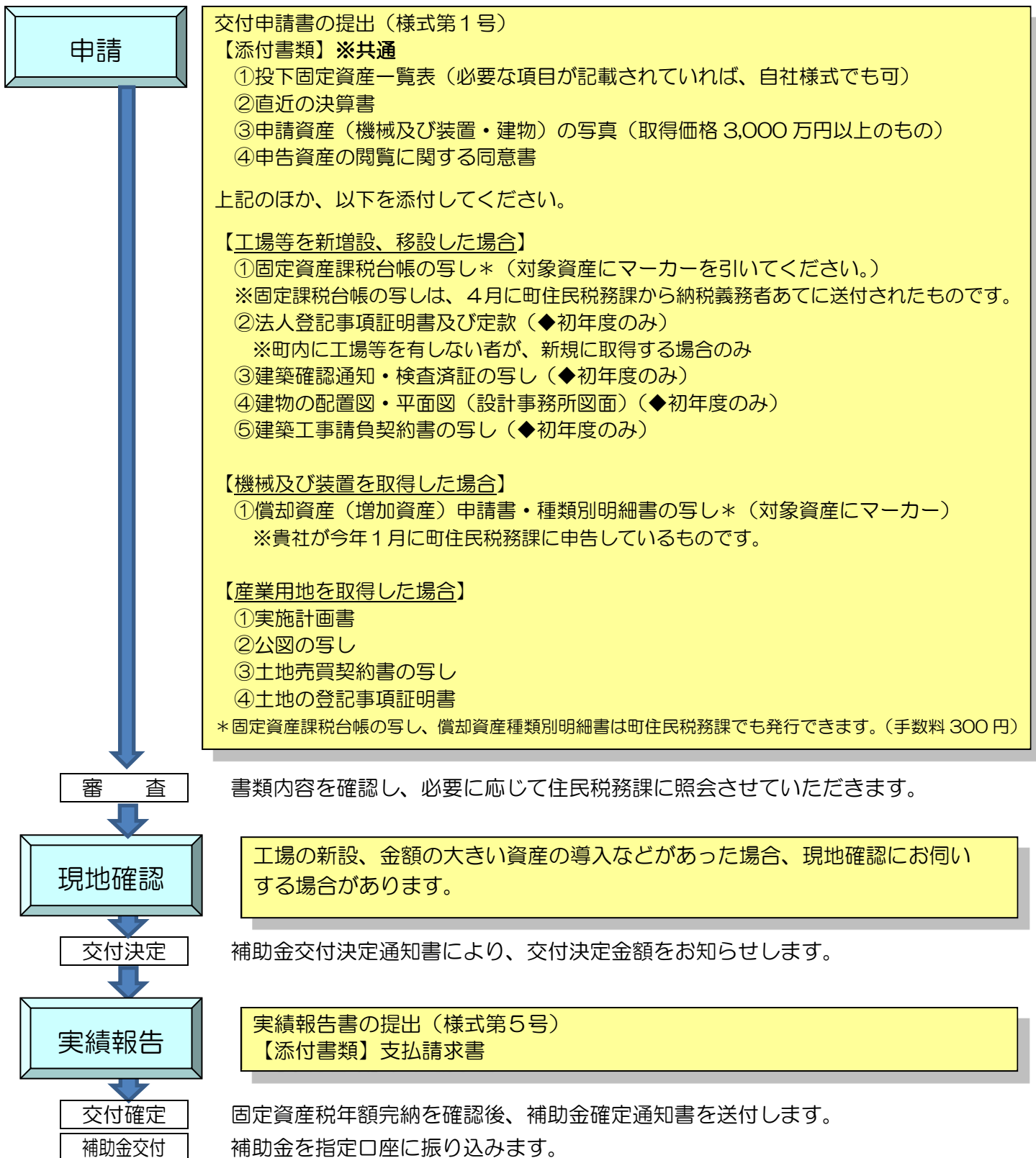
■ 産業用地取得の補助（用地取得費に対する補助）

※工場を新設・増設・移設するための用地を取得した際、下記の条件にあてはまる場合

| 内容 | 補助金額 | 交付時期 |
|---|---|---|
| (1) 用地取得面積が5,000㎡をこえるもの (2) 当該用地の取得費を除く投下固定資産総額※及び工場等の取得価格の合計が2億円を超えるもの (3) 操業開始時期 用地取得から3年以内 (4) 新規雇用 雇用保険適用者の採用が見込まれること（概ね10人以上） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 用地取得費の30/100以内 ・ 限度額3億円 ※用地取得費とは・・・ 用地の取得価格及び附随する補償費 とし、用地取得に伴う租税公課、所有権移転登記費用、造成費等は含めません。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 5年間の分割交付 ・ 補助金交付の決定を受けた年度を初年度とします。 |

※「投下固定資産総額」とは、所得税法施行令第6条第1項第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1項第1号から第7号までに掲げる減価償却資産で毎年1月1日から12月31日までの合計額のこと

補助金交付申請の流れ



Q & A

Q.1 同様の事業で事業拡大のために新工場を設置した場合、対象になるか？

A.1 統合譲渡等により引き続き事業を継承する場合は、対象外となります。

Q.2 町外にある事業所から町内の事業所に償却資産を移動した場合、補助の対象になるか？

A.2 譲渡等とみなし、対象外となります。

空き店舗出店促進事業補助金

随時
受付

町の商業の活性化を促進し、まちなかのにぎわいを創出するため、空き店舗を活用し出店するための改修に係る経費に対して補助金を交付します。

■ 補助対象者 以下の全てに該当する場合、対象者となります。

- (1) 空き店舗を購入又は賃借し、飲食店等の店舗を出店又は出店しようとする個人又は事業者
- (2) 補助金の対象となった店舗において、補助金の交付決定の日から1年以内に営業を開始し、かつ、2年以上営業する意思を有していること
- (3) 賃借する場合にあっては、所有者から空き店舗の改修について同意を得られていること
- (4) 町税等を滞納していないこと
- (5) 箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請されていないこと
- (6) 営業に関する許可等が必要な場合は、その許可等を取得すること
- (7) 町内で営業している店舗から移転することにより、移転前の店舗が休業又は廃業とならないこと
- (8) 町外に本店を置くチェーン店でないこと

■ 補助対象業種 飲食業又は小売業

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条で規定される営業又はこれに類似する営業を行う業種を除きます。

■ 補助対象店舗

町内に所在し、これまでに商業（サービス業を含む。）又は事務所の用に供していた施設であり、かつ、おおむね1年以上事業の用に供されていない施設又は部屋であって、商品を販売及び提供等するために直接顧客と対面することにより商売を行う店舗を対象とします。

■ 補助対象経費

空き店舗を活用して出店者が出店するための改修費用が対象となります。

ただし、以下の経費については対象外となります。

- ・ 空き店舗と別棟の倉庫、車庫等の工事に要する経費
- ・ 備品類の購入又はリースに要する経費
- ・ 造園、門扉、塀又は外構の工事に要する経費
- ・ 改修を伴わない解体工事に要する経費
- ・ 他の補助制度等の利用、保険及び共済を適用する工事で当該補助制度と重複計上となる経費
- ・ 上記に掲げるもののほか、町長が補助金の交付が適当でないと認める経費

■ 補助金額

対象経費の2分の1以内の額（千円未満切り捨て） 上限額：50万円

補助金交付申請の流れ

申請

改修事業の着手前に申請手続きを行ってください。

交付申請書の提出（様式第1号）

【添付書類】

- ①誓約書兼同意書（様式第2号）
- ②町税等完納証明書
- ③登記事項証明書及び定款の写し（法人の場合のみ）
- ④空き店舗の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- ⑤営業を行うために必要な許可証等の写し（許可等を要する業種に限る。）
- ⑥事業計画書（様式第3号）
- ⑦改修などに関する次に掲げるもの
 - ・ 空き店舗の位置図及び平面図
 - ・ 改修前の改修箇所写真
 - ・ 改修内容がわかる図面
 - ・ 空き店舗の改修費用の見積書の写し
- ⑧その他町長が必要と認めるもの

審査

申請内容を審査します。

交付決定

補助金交付決定通知書により、交付決定金額をお知らせします。

交付決定があり次第、事業に着手してください。

実績報告

改修事業が完了次第、速やかに実績報告を行ってください。

実績報告書の提出（様式第5号）

【添付書類】

- ①空き店舗の改修費用の領収書の写し
- ②改修後の改修箇所写真
- ③営業を開始したことが証明できる書類等（チラシ等広告や新聞記事等）
- ④営業を行うために必要な許可証等の写し
（許可等を要する場合であり、店舗完成後でなければ許可等が得られない場合）
- ⑤その他町長が特に必要と認めるもの

交付確定

報告内容を審査し、補助金確定通知書を送付します。

補助金交付

補助金を指定口座に振り込みます。

Q & A

Q.1 空き家を改修して店舗出店をする場合、補助の対象となるか？

A.1 商業又は事務所として使用されていた施設又は部屋が対象のため、対象外となります。ただし、空き家改修等事業補助金制度を活用いただける可能性がありますので、担当のみのわの魅力発信室 移住定住推進係へご相談ください。

Q.2 店舗併用住宅の場合は、空き家改修等補助金との併用は可能か？

A.2 併用はできます。ただし、同じ事業に対する重複補助はできませんので、店舗部分の改修については本補助金、住宅部分の改修については空き家改修等事業補助金で分けていただく必要があります。

箕輪町DX推進事業補助金

随時
受付

町内の中小企業者におけるDX推進を支援するため、DX推進に対する取組みにかかる経費の一部を補助します。

■対象者

町内に主たる事業所を有し、1年以上事業を営む、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。

次のいずれかに該当する中小企業は除く。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- (4) 箕輪町暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者
- (5) 町税等を滞納している者
- (6) 同一の事業内容で国や県等の補助金を受給している者
- (7) 過去に同補助金の交付を受けていない者

■対象経費

データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することを推進する事業であって、次のいずれにも該当するもの。

- ① データやデジタル技術の活用によりDX推進に取り組む事業であること
- ② 町へ補助申請手続きの後、交付決定日以降に実施する取組みであり、補助事業の実施期限（令和8年3月31日）までに支払いと事業遂行が完了した経費
- ③ 領収書等の支払い根拠資料により支払い金額が確認できる経費

| 経費区分 | 内容 |
|----------|--|
| 設備 | 補助事業のために使用される機械及び装置、器具及び備品、工具、ソフトウェア、建設付帯設備の購入に要する経費 |
| システム開発 | 補助事業の実施に必要となるシステムの開発、設計、調整等の導入に係る委託及び外注に要する経費 |
| コンサルティング | 補助事業の実施に必要となるアドバイザー等からの助言及び指導に要する経費 |
| 運転資金 | 補助事業のために使用するクラウド・コンピューティング・サービス（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供するサービス）等の利用料に要する経費 |

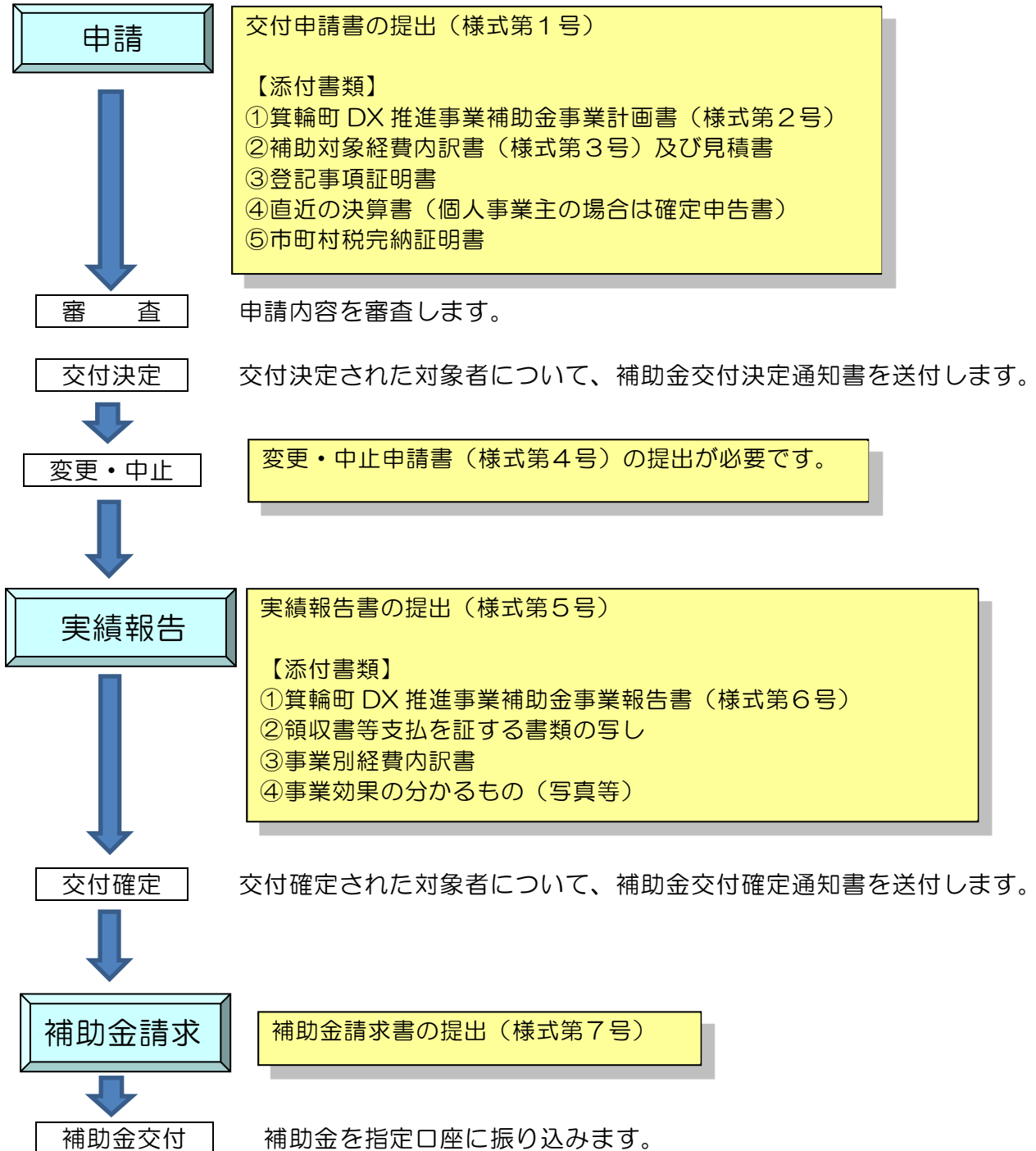
※ただし、当該経費についてリースや利用料による場合は、交付決定を受けた事業期間分に限り対象経費とします。

■補助金額

対象経費の2分の1以内の額（千円未満切り捨て） 上限額：50万円

補助金交付申請の流れ

事業実施前に電話等により必ず事前相談をお願いいたします。



※DX 推進事業の成果事例として広報掲載等にご協力をお願いする場合があります。

箕輪町中小企業競争力向上支援補助金

随時
受付

町内中小企業者が競争力を高め、高付加価値化を目指す取り組みや人材育成を支援するため、以下の事業に関する経費の一部を補助します。

■ 補助対象事業

- ①知的財産権申請事業 ②長野県工業技術センター活用事業 ③国際規格等取得事業
④人材育成研修事業

■ 補助事業の内容及び補助対象者

| 補助対象事業 | 補助事業の内容 | 補助対象者 |
|------------------|--|-----------------------------|
| ①知的財産権申請事業 | 知的財産権の取得申請 | 町内に事業所を有し町内で1年以上製造業を営む中小企業者 |
| ②長野県工業技術センター活用事業 | 1 長野県工業技術センターに依頼する工業製品試験 2 長野県工業技術センター保有の機械器具等の設備利用 | 町内に事業所を有し町内で1年以上製造業を営む中小企業者 |
| ③国際規格等取得事業 | 次に掲げる国際規格及び国内規格 1 ISO9001 2 ISO13485 3 ISO14001 4 ISO22000 5 JISQ9100 6 その他国際規格及び国内規格に準ずる資格で町長が特に認めるもの | 町内に事業所を有する中小企業者 |
| ④人材育成研修事業 | 国及び県並びにこれらに準ずる機関として町長が特に認めたものが実施し次に掲げるもの（※注） 1 人材育成研修（マネジメント、業務改善、OJT（オンザジョブトレーニング）その他資質及び能力向上に寄与するもの） 2 技術力向上研修（当該企業者の業務に直接寄与する内容の研修） | 町内に事業所を有する 小規模企業者 |

（※注）次の研修は対象となりません。

- 1 資格取得を伴う研修
- 2 資格更新のための研修
- 3 従業員教育研修（新人研修のような社会生活の基礎を学ぶもの）

■補助対象経費及び補助限度額

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率又は補助額 | 補助限度額 |
|------------------|---|---|--|
| ①知的財産権申請事業 | 出願料に係る印紙代及び出願審査請求料 | 補助対象経費の2分の1以内 (千円未満切捨て) | 1回につき15万円 (一の年度につき1回限り) |
| ②長野県工業技術センター活用事業 | 試験等手数料及び設備使用料 | 補助対象経費(国、県等から同様の趣旨で補助金等を受ける場合は、当該給付額を控除した額)の2分の1以内 (千円未満切捨て) | 一の年度につき5万円 |
| ③国際規格等取得事業 | 規格を新規に取得するために要した経費のうち、次に掲げるもの 1 専門家への委託経費 2 資料購入経費 3 取得の申請に直接要する経費 4 その他町長が必要と認める経費 | 補助対象経費の2分の1以内(千円未満切捨て) | 50万円 (一の規格につき1回限り) |
| ④人材育成研修事業 | 研修の受講料(テキスト代を含む) | 補助対象経費の2分の1以内(千円未満切捨て) | 一の年度につき9万円 (一の年度につき、研修に参加した者1人あたり3万円) |

補助金交付申請の流れ

①補助金の申請

(補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)及び添付書類【別紙1～別紙4】の提出)

②内容審査

③補助金交付決定兼確定の通知(様式第2号)

④補助金交付請求書の提出(様式第3号)

⑤補助金交付

お願い

予算執行の都合上、事業実施前に電話等により事前相談をお願いいたします。

中小企業共同事業促進補助金

随時
募集

町内の中小企業が共同して実施する、経営改善の研究、新技術・新製品の研究開発、共同受注等の新規販路開拓事業に対し、補助金を交付します。

■ 対象者

対象事業を6か月以上継続して行う町内の中小企業者3社以上で組織するグループ。

ただし、町長が認めた場合は、構成員の2分の1以上が町内企業者であれば対象とします。

＜この補助制度における中小企業者とは＞

| | |
|-----------|--|
| 製造業 | 資本金額又は出資総額が3億円以下の会社又は、 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人 |
| ソフトウェア業 | 資本金額又は出資総額が5千万円以下の会社又は、 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 |
| 情報処理サービス業 | |

■ 対象事業

- (1) 新技術・新製品開発 (2) 共同受注 (3) グループの組織化、高度化
(4) 省力化、工数低減等の経営合理化 (6) その他町長が認める事業

■ 対象経費

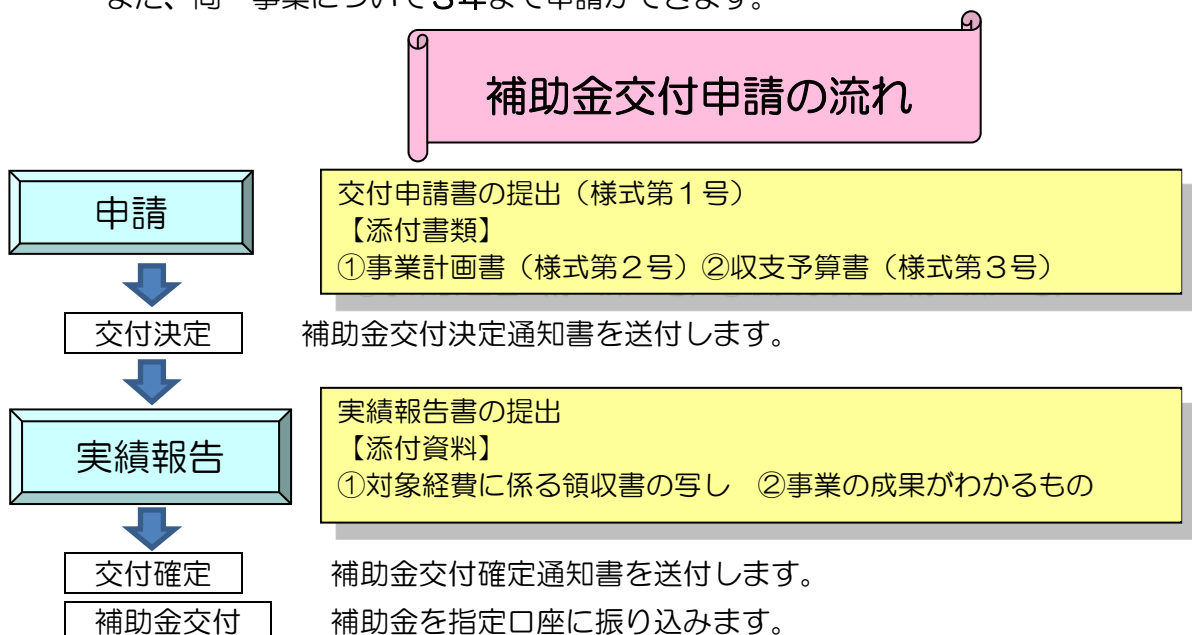
| 対象経費 |
|--|
| ・新技術及び新製品の開発に要する原材料費、機械工具費、技術導入提携費等その他事業に必要な経費 |
| ・共同で受注活動を行う場合のシステム導入経費及び設備導入経費 |
| ・販路開拓及び仕入に要する営業活動のための経費 |
| ・技術力及び経営力強化を目的とした従業員教育のための経費 |
| ・共同事業所整備のための経費 |
| ・研究調査のための経費 |

※共同事業グループ構成員の人件費、交際費及び食糧費は除きます。

■ 補助金額

一の年度について、一の事業当たり30万円（補助率：1/2）を上限とします。
また、同一事業について3年まで申請ができます。

補助金交付申請の流れ



新技術及び新製品開発事業補助金

4月～
5月上旬
募集

町内の中小製造業者が新分野進出及び新事業の展開を目的に行う、新技術及び新製品の開発にかかる経費に対し、補助金を交付します。

■ 対象者

町内の中小企業の中小製造業者のうち次のいずれかに該当するもので、年度内に製品を完成し、審査会で成果報告できるものとします。

- (1) 町内中小企業で創業後1年を経過した企業
- (2) 町内中小企業で創業後1年を経過したコア企業

＜コア企業とは＞

コア企業とは、中小製造業者であって補助対象事業における製品評価及び製造から販売の全事業を行う同業者又は異分野の事業者との連携体を代表するものをいいます。

■ 補助対象事業

製品の開発、材料の利用技術の開発、機械・器具・装置の高度化、生産・加工法の高度化等、新技術または新製品開発の試作に係る事業のうち技術開発課題が明確なもの

| 対象経費区分 | 経費の内容（要領収書） |
|---------|--------------------------|
| 原材料費 | 原材料の購入 |
| 機械工具費 | 機械・工具の試作・改良・購入・借用または修繕 |
| 外注加工費 | 加工・設計及び分析・検査等の外注・依頼 |
| 技術導入提携費 | 技術指導等 |
| 委託費 | 支援機関に試作開発の一部を委託する場合 |
| 専門家謝金 | 大学等の指導・助言等を受けるための専門家への謝礼 |
| 特許権取得費 | 特許権の取得等 |
| その他経費 | その他町長が認める経費 |

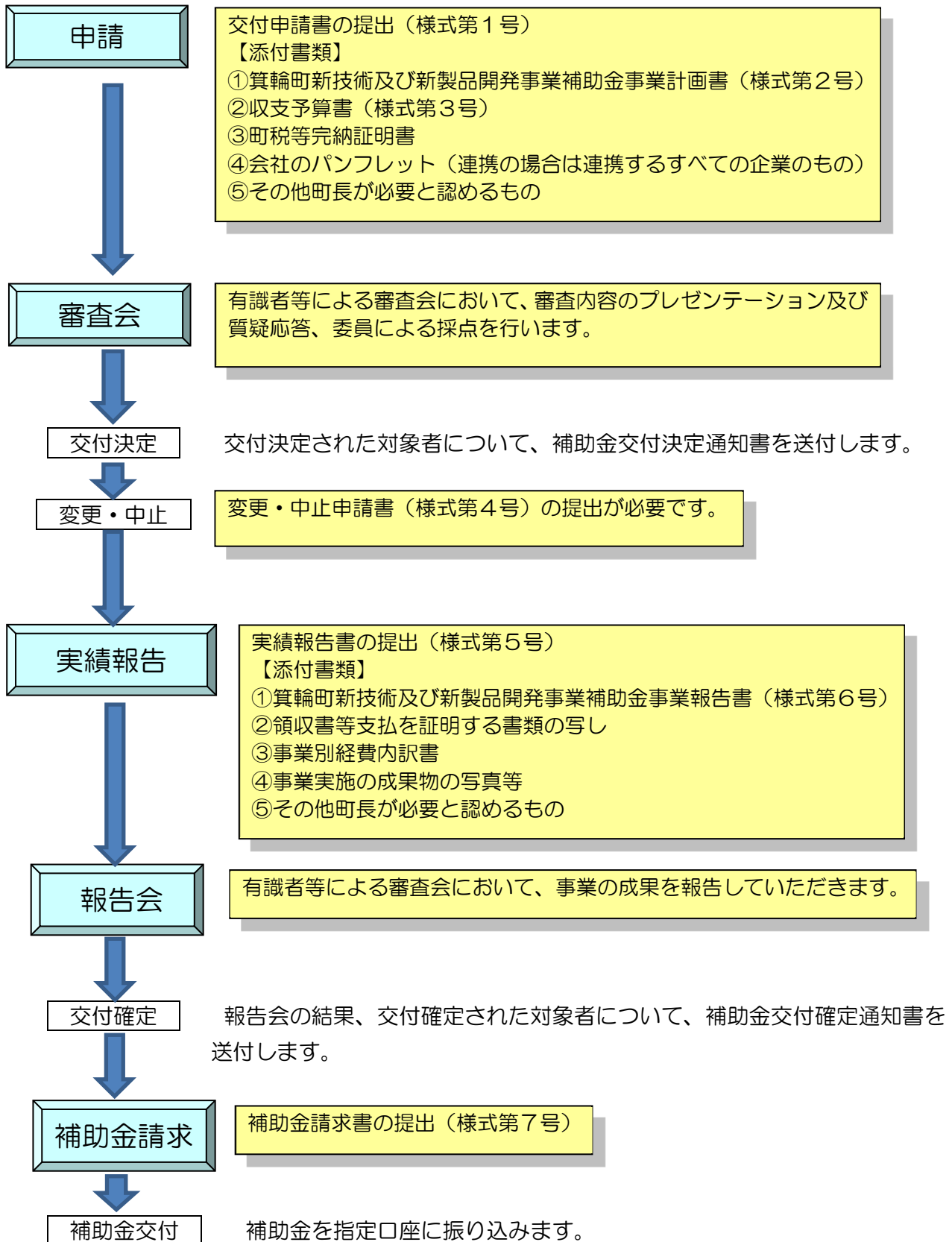
■ 補助金額

| 対象者 | 補助金額 |
|--------------------------------------|-------------------|
| (1) 町内中小企業で創業後1年を経過した個別企業 | 限度額： 50万円 補助率：1/2 |
| (2) 町内中小企業で創業後1年を経過した産学官及び産々連携体のコア企業 | 限度額：100万円 補助率：1/2 |

■ 企業選定

有識者等のヒアリング等による審議会において選定します。

補助金交付申請の流れ



事業承継支援補助金

随時
受付

町内の小規模製造事業者の事業承継を促し、後継者不足による廃業の減少や技術の断絶を防ぐため、事業承継を行う小規模製造事業者に対し、事業承継にかかる経費の一部を補助します。

■ 対象者

町内に事業所を有し、町内で1年以上製造業を営む小規模企業者

■ 対象事業

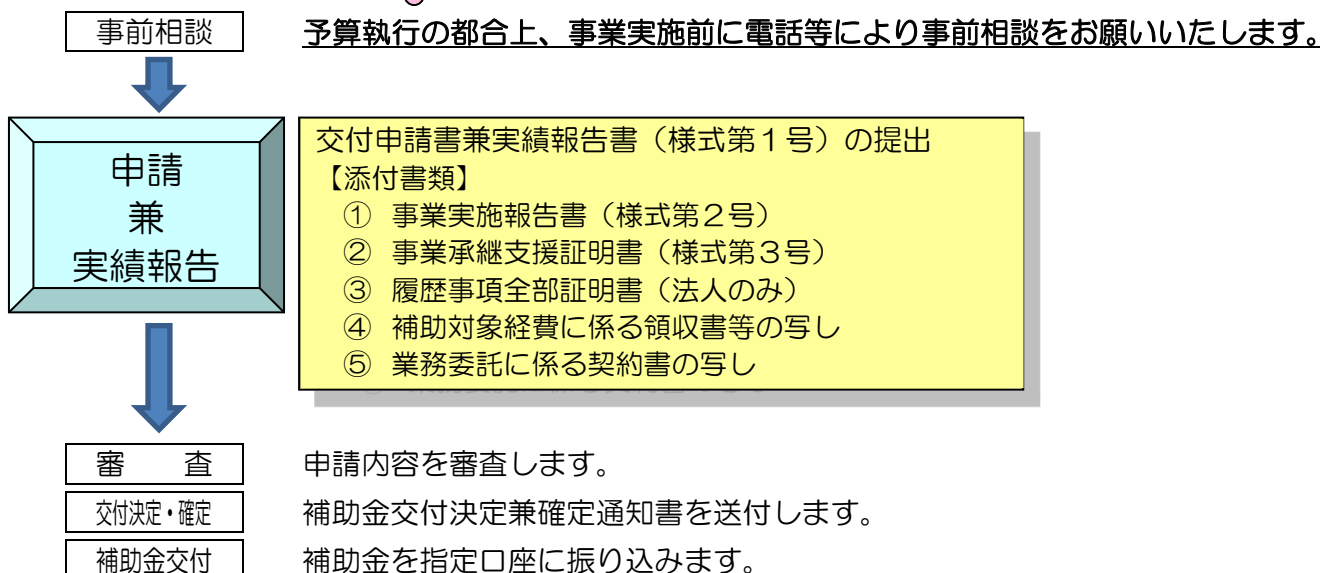
公的機関又は金融機関の支援を受けた上で実施する事業承継又はM&Aを目的として、公的機関等から引き継がれた専門事業者に相談及び委託する事業をいう。

■ 対象経費と補助金額

| 対象経費 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 専門事業者への相談料・ 初期診断、課題分析及びコンサルティング、事業承継計画、企業価値の算出等の事業承継の戦略策定に係る経費・ 仲介及びマッチング登録料、着手等M&Aの仲介委託料等のM&Aの仲介に係る経費 <p>※専門事業者とは、税理士事務所、法律事務所、コンサルティング会社等の事業承継及びM&Aに関する専門的な知識と実績を有する事業者をいいます。</p> |
| 補助金額 |
| 一の交付対象事業につき 20万円 （補助率：1/2）を上限とします。 ただし、国、長野県その他の公共団体又は公共的団体から同様の補助金等を受ける場合には補助対象経費の総額から当該補助金額等を控除して計算するものとします。 |

※事業完了の日から起算して1月を経過した日又は当該事業年度末の日のいずれか早い日までに申請してください。

補助金交付申請の流れ



箕輪町の未来を担う世代応援金

随時
受付

箕輪町の未来を担う世代における事業所等への就職及び定住を促進し、地域の雇用の安定とともに生活支援を行うため、応援金を交付します。

令和7年度開始の制度のため、令和7年4月1日以降の新規就職者等が対象となります。

■ 補助対象者

就労等に関する要件のいずれかに該当し、かつ、令和7年4月1日以降に初めて雇用又は就労を開始した新規就職者、新規就農者、事業後継者又は個人事業主の方（初めて働きだした方）で、以下のすべての要件を満たす方が対象となります。

- (1) 申請日において町に住民登録がされており、かつ、現に居住していること。
- (2) 将来にわたって町内に生活の拠点を有する意思があること。
- (3) 町税等を滞納（不申告を含む。）していないこと。
- (4) 就労、就農又は創業の開始から3月経過していること。
- (5) 箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者
- (6) 外国籍である者の場合は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令に基づき、日本に永住権を有している者であること。
- (7) 申請年度の4月1日において25歳未満の者であること。
- (8) 学生でないこと。

■ 就労等の状況に関する要件

以下のいずれかの就労状況等の要件を満たしている必要があります。

- (1) 新規就職者 町内の自宅から通勤する事業所（店舗、工場含む）に初めて就職し、将来にわたって町内に生活の拠点を有する意思があり、就労開始年度の4月1日において25歳未満の方（雇用形態の詳細な定めは町HPをご確認ください）
- (2) 新規就農者 初めて町内で就農し、生業として将来にわたって町内で農業を行う意思があり、就労開始年度の4月1日において25歳未満の方
- (3) 事業後継者 事業の後継者として初めて町内でその職に就き、生業として、将来にわたって町内で事業を行う意思があり、就労開始年度の4月1日において25歳未満の方
- (4) 個人事業主 初めて町内で創業し、生業として将来にわたって町内で事業を行う意思があり、創業開始年度の4月1日において25歳未満の者をいう。

■ 補助金額

各年度1人あたり2万円をみのちゃんカードのポイントにて交付します（上限3年間）。

■ 申請手続

申請は、「ながの電子申請サービス」からの電子申請のみとなります。

補助概要及び補助申請フォームについては二次元コードまたは町ホームページからアクセスをお願いいたします。



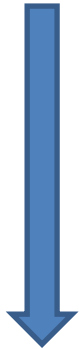
町HPはこちら↑

◆ 町ホームページ

町ホームページホーム → しごと・産業 → 雇用・就業 → 箕輪町の未来を担う世代応援金

初年度 応援金交付申請の流れ

申 請



交 付

ながの電子申請サービスを利用し、電子申請を行ってください。

申請フォームの必要事項を入力の上、以下のいずれかを添付してください。

【添付書類】

- ①就職者の場合：様式第1号_就労証明書（初年度用・転職時用）
 - ②事業主の場合：青色申告承諾書の写し
 - ③事業主の場合：青色申告決算書の写し
 - ④事業主の場合：事業内容が証明できる書類
- ※就農や事業後継者の方で雇用されている場合は①、事業主の場合は②から④までのいずれかの証明書類を添付してください。

申請内容等に不備がない場合は、申請から1か月程度でみのちゃんポイントが交付されます。

【初めてみのちゃんカードを作った場合】

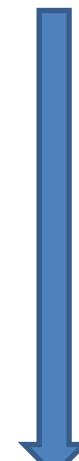
ポイントがチャージされたみのちゃんカードを郵送いたします。

【すでにみのちゃんカードを持っている場合】

オンライン上でポイント付与をします。ポイント付与情報等については、みのちゃんカードアプリやカード取扱店の専用端末で確認することができます。

2年目・3年目 応援金交付申請の流れ

申 請



交 付

ながの電子申請サービスを利用し、電子申請を行ってください。

2年目以降の申請について、前年の申請を行った日から1年を経過した日から申請をすることができます。

申請フォームの必要事項を入力の上、以下のいずれかを添付してください。

【添付書類】

- ①就職者の場合：様式第2号_就労証明書（2年目以降用）
 - ②就職者の場合：様式第1号_就労証明書（初年度用・転職時用）
※初年度申請時の企業から転職した場合。
 - ③事業主の場合：青色申告承諾書の写し
 - ④事業主の場合：青色申告決算書の写し
 - ⑤事業主の場合：事業内容が証明できる書類
- ※就農や事業後継者の方で雇用されている場合は①又は②、事業主の場合は③から⑤までのいずれかの証明書類を添付してください。

申請内容等に不備がない場合は、申請から1か月程度でみのちゃんポイントが交付されます。

オンライン上でポイント付与をします。ポイント情報等については、みのちゃんカードアプリやカード取扱店の専用端末で確認することができます。

※ポイント付与は申請者本人名義のカードにのみとなります。

中小企業退職金共済掛金補助金

2月末までに申請

町内の中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図るため、共済機構又は長野県商工会連合会と退職金共済契約を締結した中小企業に対し、退職金共済掛金の一部を補助します。

■ 対象者

- ・町内に事業所を有する中小企業者
- ・中小企業退職金共済契約を結んだ場合

(中小企業者が事業団及び連合会に掛金を納付することを約し、事業団及び連合会がその事業主の雇用する従業員の退職について、退職金を支給することを約する契約をいいます。)

■ 補助金額

退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から1人につき7,200円。
(月額200円を3年間補助)

| | | | |
|-------------|---|---------|----------------------|
| 例) 令和4年4月加入 | → | 令和4年度補助 | 9か月分 (令和4年4月～同年12月) |
| | | 令和5年度補助 | 12か月分 (令和5年1月～同年12月) |
| | | 令和6年度補助 | 12か月分 (令和6年1月～同年12月) |
| | | 令和7年度補助 | 3か月分 (令和7年1月～同年3月) |

補助金交付申請の流れ

申請
兼
実績報告

交付申請書兼実績報告書 (様式第1号) (2月末までに申請)
【添付書類】
① 共済掛金内訳書
② 退職金共済手帳の写し

審査

申請内容を審査します (1月～2月)。

交付決定・確定

補助金交付決定書兼確定通知書を送付します。

補助金交付

補助金を指定口座に振り込みます (3月頃)。

(請求書は他の申請書と同時送付)

町への観光客の誘致及び滞在時間の拡大並びに観光消費額の増加を図るため、町の自然、景観、食、歴史、文化、人とのふれあい等地域資源を活用した観光商品の開発、広報及び販路拡大に取り組む者に対して、予算の範囲内で箕輪町観光商品開発等支援事業補助金を交付します。

■ 補助対象者

町内に活動拠点を持つ法人、団体（法人格の有無は問わない）、個人事業主が対象です。

※以下に該当する場合は、対象になりません。

- ・町税等に滞納があるとき。
- ・政治活動、宗教活動を行うことを目的とするとき。
- ・暴力団員等であるとき
- ・その他町長が適当でないと認めるとき。

■ 補助対象事業

- ①観光商品（観光商品例：体験商品、飲食物、工業製品、木工品や人形など）の新規開発に係る事業
- ②新規開発または既存の観光商品を周知するための広報及び販路拡大に係る事業

■ 補助対象経費

上記に掲げる事業に係る経費のうち、以下の補助対象経費一覧に掲げるものが対象です。

| 対象経費区分 | 経費の内容（要領収書） |
|--------------|---|
| 報償費 | 講師及びアドバイザーへの謝金等 |
| 旅費 | 講師及びアドバイザーの旅費、広報及び販路拡大活動に要する旅費等 |
| 消耗品費 | 事業実施に必要な消耗品の購入費 |
| 印刷製本費 | 事業実施に必要なチラシ等広報及び販路拡大資材の作成費用等 |
| 通信運搬費 | 事業実施に必要な配送費、通信費等 |
| 広告料 | 観光商品のメディア等への掲載に要する経費 |
| 手数料 | インバウンド対応に必要な翻訳料等 |
| 委託料 | 事業実施に必要な外部委託に要する経費 (デザイン制作、ホームページ制作、パンフレット制作等) |
| 使用料及び 賃借料 | 広報及び販路拡大のためのイベント出展に要する会場使用料、器具のレンタル等 |
| 原材料費 | 商品開発に要する材料費 |
| 備品購入費 | 事業実施に必要な備品の購入費 |
| その他 | 町長が特に必要と認める経費 (個別に経費の内容を審査し、その適否を判定するものとする。) |

(備考) 補助対象とならない経費

- 補助事業者の事務所等の維持管理に係る経費
- 補助事業者の構成員に対する人件費、謝礼
- 他の事業を行っている場合、当該補助事業と区別することが困難な共通経費
- 領収書等により補助事業者が支払ったことが明確に確認できない経費
- 交際費、慶事費、飲食費、その他社会通念上補助することが適当でない経費
- その他補助事業に直接関連していない経費

■ 補助金額

| 補助金額 |
|--------------------|
| 限度額： 50万円 補助率： 1/2 |

※1, 000円未満の単数が生じた場合は切り捨てます。

※補助金申請は1事業につき1回限りとします。

■ 交付申請

補助金を受けようとする者は、箕輪町観光商品開発等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出してください。

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③その他町長が必要と認める書類

■ 事業者選定

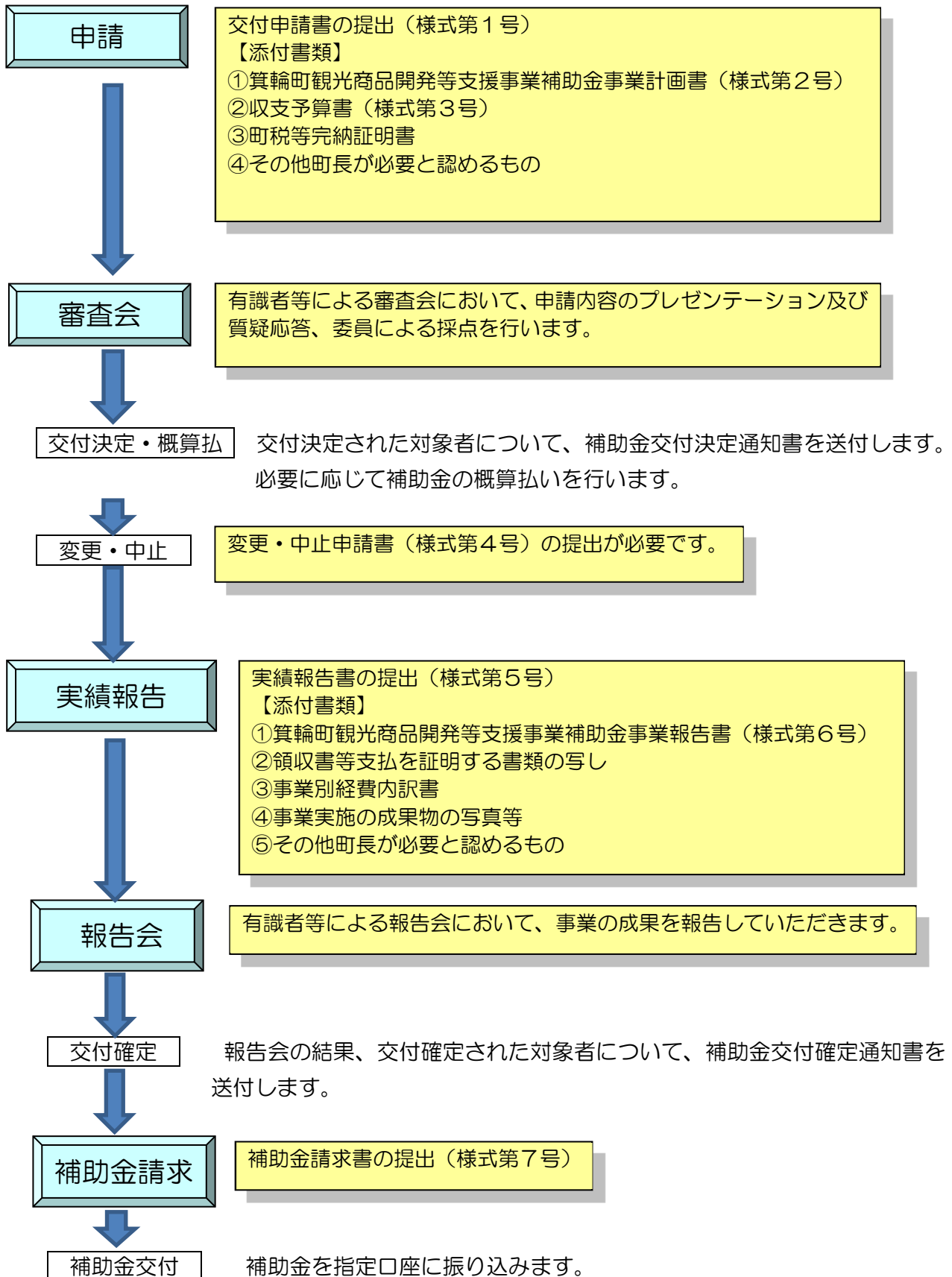
町長は、上記の申請書を受理したのち、内容を精査し、有識者等のヒアリング等による審査会において選定します。

その他手続きの詳細等につきましては、箕輪町観光商品開発等支援事業補助金交付要綱をご確認ください。

《参考：対象事例》

- ①先進事例の調査
 - すでに観光商品を提供している事業者を訪問調査（旅費）
 - 観光をテーマにしたセミナーへの参加（旅費）
- ②観光商品の企画・開発（観光商品例：体験商品、飲食物、工業製品、木工品や人形など）
 - 企画立案にあたり専門家を招いてセミナーを開催（報償費（講師謝金）・旅費）
 - ガイドの養成に向け、講義を開催（報償費（講師謝金）・旅費）
 - 開発した商品を体験してもらうモニター調査の実施（報償費（調査協力謝礼）等）
 - 商品開発に必要な物品購入（消耗品費・備品購入費・原材料費）
- ③開発した観光商品の情報発信
 - 商品宣伝のため、雑誌への広告掲載（広告料）
 - 商品宣伝ホームページの制作（委託料）
 - 商品宣伝パンフレット、チラシの制作・印刷（印刷製本費、委託料）
 - 旅行会社へ宣伝するため、商品宣伝パンフレット、チラシを送付（通信運搬費）
 - 商品宣伝のため、観光PRイベントに出店（旅費、使用料、賃借料（会場・器具借り上げ））

補助金交付申請の流れ



建設事業活動を行う上で必要な技能講習等を、事業主または従業員が積極的に受講し、安全にまた正確に事業を遂行することに努める事業所に対して助成を行います。

■ 対象者

箕輪町商工会の会員事業所

■ 対象経費及び補助額

助成を受けることができる技能講習会の受講は、社団法人伊那労働基準協会または、社団法人中部労働技能センター等が行う講習会とします。

| 対象経費 | 補助金額 |
|------------|--|
| 技能講習会等の受講費 | 1事業所1万円（補助率：1/2）を上限とし、 1事業所につき商工会の1会計年度に1回限りとします。 |

申請を検討されている事業所におかれましては、
商工会事務局（電話：0265-79-2117）にお問い合わせください。

商工会員の電気装飾看板、外装看板及び店頭シート看板の設置費用の一部を補助します。

■ 対象者

商工会員の電気装飾看板、外装看板及び店頭シートとし、設置事業費は50,000円以上とする。ただし、街路灯、メーカー提供看板及びラッピング看板（車など）は除く。

■ 補助額

箕輪町商工会会員事業者施工による次の事業費（1会計年度一店一基に限る）

電気装飾看板、外装看板、店頭シート看板設置事業費に対して100分の40（上限4万円）

交付申請書及び請求書の提出期限は当該年度の3月10日までとします。

申請を検討されている事業所におかれましては、
商工会事務局（電話：0265-79-2117）にお問い合わせください。

中小企業の優秀な製品・技術を一堂に展示し、開発力・加工技術を紹介するとともに、取引あっせん商談会を行い、受注機会の拡大を図るため、展示会出展に要する経費の一部を助成します。

■ 対象者

箕輪町商工会の会員であって町内に事業所を有する中小企業者、及び同様の中小企業者を主たる構成員とする団体。

■ 対象経費及び助成額

| 対 象 経 費 | 助 成 額 |
|--|---|
| <p>①町外で開催される工業製品展示会の出展に要した小間料。 *オンライン出展を含む。</p> <p>②主に町外へ向けた販促費(カタログ製作、ノベルティグッズ、商品サンプルの配布等)または広告宣伝費(チラシ・パンフレット・ホームページ・看板製作等)として使用した費用。</p> | <p>1企業等1年間につき①、②のどちらか1回限りとし、2万円を上限とします。</p> |

※予算の範囲内での助成金ですので、予算終了しだい助成打ち切りとなります。

※箕輪町商工会及び箕輪町が募集する展示会は、対象外となります。

申請を検討されている事業所におかれましては、
商工会事務局（電話：0265-79-2117）にお問い合わせください。



箕輪町工業ビジョン

当町の主要産業といえる製造業に関し、現在のめまぐるしい環境変化に対応し、今後も町の主要産業であり続けるために2019年度から2026年度までを計画期間とする「箕輪町工業ビジョン」を策定しました。町工業の目指す姿を明確化するとともに施策の方向性と町や関係機関が取り組む施策事業を取りまとめ、支援体制の構築を本ビジョンで図っています。

◇◆目指す姿◆◇

本ビジョンを通じて目指す2026年の箕輪町工業の姿として次のとおりに掲げました。

“「成長意欲を持ち、いつの時代も求められる企業が集積し、働く人が輝く「ものづくりのまち・みのわ」”

◇◆目標値◆◇

上述の目指す姿を踏まえて、計画最終年度である2026年度に向けた数値目標を次のように設定しました。

| |
|--|
| 指標1:1事業所あたりの粗付加価値額 |
| 現状(2018年):436百万円→2026年:480百万円(10%増加) (情報源:経済センサス) |
| 指標2:コア技術の水準「他社の追従を許さない技術を有する」事業所の割合 |
| 現状(2018年):21.6%→2026年:30% (情報源:2018年町内事業所アンケート) |
| 指標3:住民満足度調査における「工業の振興」の満足度 |
| 現状(2018年):27施策中25位→2026年:上位20位以内 (情報源:住民満足度調査「満足」「やや満足」の回答割合) |

数値目標は事業所・町・関係機関が一体となって取組を進めるため設定するもので、目指す姿の達成状況を評価するための参考値としても活用します。

◇◆4つの政策体系◆◇

目指す姿を実現するために4つの政策を設定し、それに基づき事業を実施します。

政策1:個の競争力を高めるための挑戦

町内企業が技術革新や顧客ニーズの急速な変化に対応し、市場選択と技術改良等の支援をします。

政策2:連携による競争力向上のための挑戦

単独で研究開発や市場開拓等を実施する体制に乏しい状況にある企業について、複数企業による共同体制の構築を推進する支援をします。

政策3:人材と企業に選ばれる町であり続けるための挑戦

成長意欲を持った企業と人材に選ばれる町をつくるのが産業振興上も町づくり上も重要なことから、ものづくり企業の誘致・留置・人材の確保等を促進します。

政策4:企業支援体制のバージョンアップ

町内外に多くある産業支援機関の個々の持つ機能や特徴を整理したうえで、町内支援機関が担う役割を明確にし、支援事業を実施していきます。

◎箕輪町工業ビジョンは町公式ホームページからご覧いただけます。

URL : https://www.town.minowa.lg.jp/soshiki/shouko_kaoko/gyomu/3/2/610.html

事業を始めたいとお考えの方、始めて5年未満の方へ

創業支援事業計画を策定しました
箕輪町で創業しませんか？起業のサポートをします



箕輪町では、町内での起業・創業を目指す方々を支援することを目的に、「箕輪町創業支援事業計画」を策定し、平成27年5月に国の認定を受けました。

この計画により、起業に必要な知識・ノウハウ、資金調達、販路開拓など、町と町内の創業支援事業者、創業支援機関が連携し、創業のニーズに応じた起業支援を行います。

手続きが分からない
事業計画がまとまらない
PR方法がわからない



資金がない
手続きがわからない

◆◆サポート内容◆◆

○箕輪町役場商工観光課内に創業支援のワンストップ窓口を設け、商工会（創業支援事業者）・町内金融機関等（創業支援機関）と連携し、創業時の課題に対応します。

■創業支援機関

町内金融機関（株）八十二銀行、アルプス中央信用金庫箕輪支店、アルプス中央信用金庫いほく支店、(株)長野銀行、長野県信用組合）、長野県信用保証協会、日本政策金融公庫、(公財)上伊那産業振興会、(公財)長野県産業振興機構、長野県)

○町と町商工会が連携をして、創業に必要な事業計画の立て方や基礎知識のアドバイス、創業につながるセミナーや個別相談などを実施します。

○創業するための用地や空き工場・空き店舗の紹介、補助金制度をご案内します。

○融資制度のあっせん、融資制度に係る保証料の補助、町商工会が創業支援事業として行う研修について受講した場合、町中小企業人材育成研修費補助金の補助対象として研修費用の軽減サポートをします。

◆◆特定創業支援事業を受けるとこんなメリットがあります◆◆

○株式会社設立の際の登記にかかる登録免許税の軽減を受けることが可能です。

○無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が事業開始の6カ月前から利用することが可能です。



R6借入から ◇◆創業支援資金利子補給◆◇

○箕輪町内で創業してから1年未満の者で長野県の中小企業融資規程に定める信州創生推進資金（創業支援向け）により借入を行った者に対し、利子補給を行います。

補給期間：初回返済日から起算して3年以内分

利子補給金の額：融資利率のうち0.8%以内（一の年度につき10万円を限度）

◇◆創業セミナーのご案内◆◇

○経営・財務・人材育成・販路開拓について必要な知識を習得するための創業セミナーや、個別相談を開催し、経営に必要なスキルを身につけるための支援を行います。

○箕輪町商工会主催“いな創業塾”（複数日開催予定）を受講された創業希望者・創業者（5年以内）は、「特定創業支援事業を受けた者」として町が証明書を発行します。

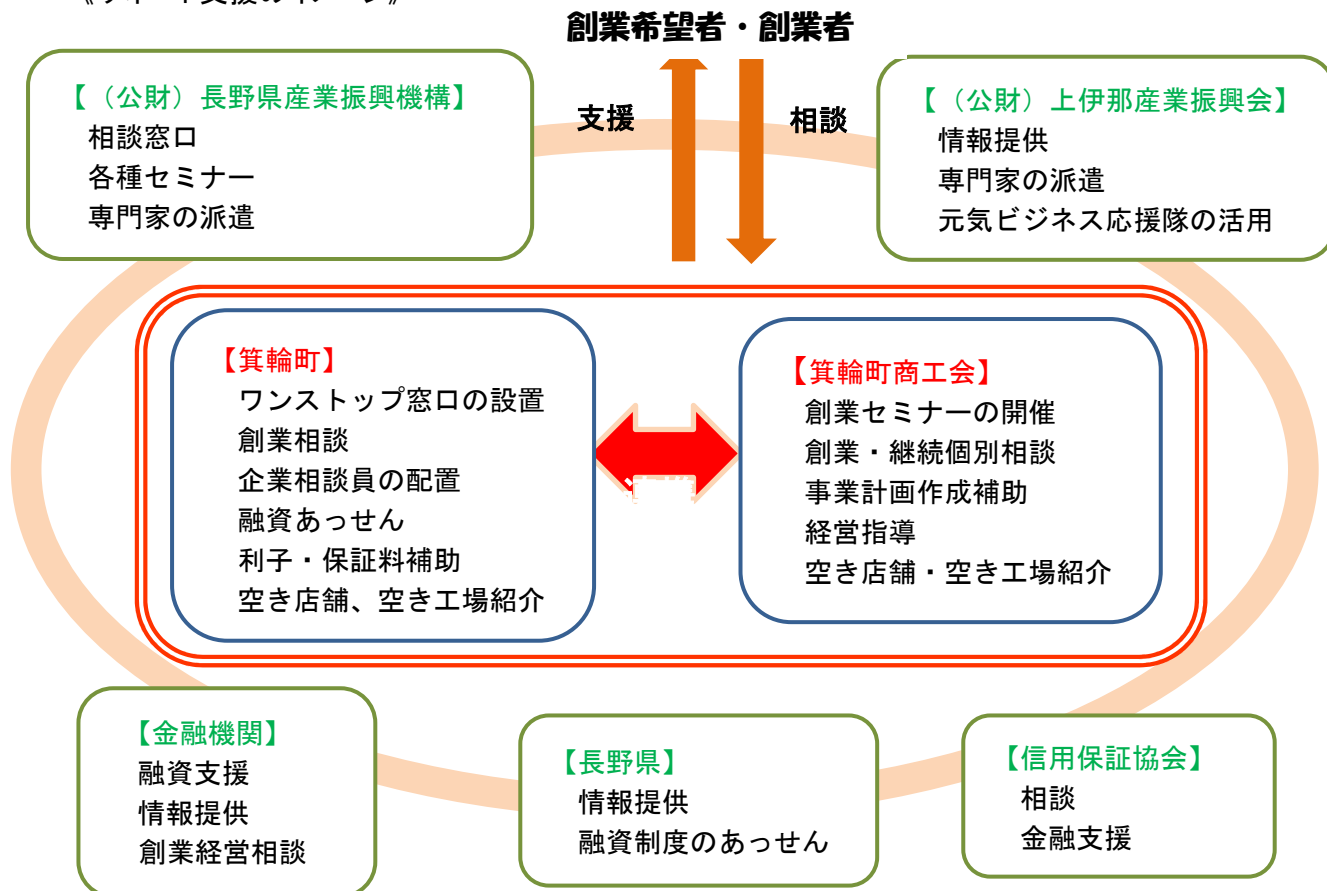
商工会ポータルサイト「みのわのわ」から創業塾セミナーのご案内をします。

みのわのわ

検索

アドレス <http://www.minowa.or.jp/topic/62>

《サポート支援のイメージ》



【お問い合わせ先】 箕輪町役場 商工観光課 商工係 電話 0265-96-8300
箕輪町商工会 電話 0265-79-2117

東みのわサテライトオフィス（夢まち Labo）

◇◆シェアオフィス（個別型レンタルオフィス）◆◇

| 名 称 | 面積㎡ | 使用料(月額) | 電気料 | 備 考 |
|--------|--------|----------|--|--|
| オフィス 1 | 15.8 ㎡ | 32,000 円 | 町が個別に設置した電気メーターを月1回検針し、使用量に応じた電気料を各使用者に対し翌月請求します。(基本料金及び共有スペース分は町負担) | 会員料金別途必要 登記可 24 時間 365 日使用可 冷暖房完備(電気料別) 有線 LAN (フレッツ光) とフリーWi-Fi 給湯スペースと WC 完備 (無料) コピー機完備 (有料) 個別郵便ポスト配備 会議室あり (有料) レンタル室あり (有料) コインロッカー (無料) |
| オフィス 2 | 15.8 ㎡ | 32,000 円 | | |
| オフィス 3 | 5.4 ㎡ | 11,000 円 | | |
| オフィス 4 | 7.6 ㎡ | 15,000 円 | | |
| オフィス 5 | 17.5 ㎡ | 35,000 円 | | |

※シェアオフィスの使用期間は3年以内です

こんな方が使用できます！・都市部から町内にオフィスをかまえる予定の方

- ・町外において事業をしている方が新たに町内で事業展開を図ろうとする方
- ・起業を目指している方や起業して間もない方

など

◇◆その他の施設◆◇

フリーのコワーキングスペースや半個室型コワーキングスペース、レンタル室や会議室がございます。またカフェも併設してありますので、お茶や軽食だけでもお気軽にご利用ください！

○使用料等 ※下記は一般利用者様向け料金です。

- ・コワーキングスペース：フリースペース 日額 500 円/人
半個室 日額 1,000 円/人
- ・会議室：6 時間以内 1,000 円、1 日 2,000 円
- ・談話室：1 時間 300 円
- ・レンタル室：1 時間 300 円
- ・コインロッカー：1 日無料
- ・カフェ：ドリンク、軽食、デザートが楽しめます
営業時間：月曜日～土曜日 8:30～21:00 (カフェ営業時間 9:00～20:30)
定休日：日曜日、年末年始、お盆、GW

東みのわサテライトオフィス（夢まち Labo）に関するご相談ご予約は、
夢まち Labo（電話 0265-98-0322）にお問い合わせください。

地元でお仕事探しをされている方

箕輪町地域密着型

無料職業紹介所

をぜひご利用ください

町では、夢まちLaboで地域密着型無料職業紹介所を開所しています。ハローワークの求人情報の閲覧や今後は地元企業の求人情報についてもご紹介していきます。

地元就職を考えている学生や若者、子育てをしながら働く先を探す方、地元で転職を考えている方など、地元で就職や転職を考えている方はぜひお気軽に紹介所をご利用ください。

また、求職活動のお手伝いやご相談もお受けいたします！



相談スペース



求人情報閲覧スペース



私たちがご相談をお受けします！

- 町内企業の皆様
- 地元人材と一緒に探したいします。
- 人材不足を感じたらぜひ一度お気軽に
- 紹介所へご相談ください。



詳しくはこちらから！

<https://minowa-muryoshokugyo.jp/>



お問い合わせ
0265-98-0322

住所
長野県上伊那郡箕輪町東箕輪3295-2
コワーキングスペース&シェアオフィス 夢まちLabo



箕輪町商工業振興資金融資制度のご案内

中小企業の皆さんが、事業の発展と経営の安定のために必要な資金を金融機関から円滑に調達できるよう、長野県信用保証協会（以下：保証協会）の保証を受け、金融機関を通じて低利融資を行うものです。町が、金融機関に対して資金を預託することにより利率を引き下げるとともに、保証協会への保証料の全額又は一部を負担し、利子の一部を補助しています。

中小企業の範囲

資本金又は従業員数のどちらか一方が該当すれば対象となります。

| 業種 | 資本金 | 常時使用する従業員数 | |
|------------------------|-----------|------------|--------|
| 下記以外の産業 | 3億円以下 | 300人以下 | |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 | |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 | |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 | |
| ゴム製品製造業 | 3億円以下 | 900人以下 | |
| ソフトウェア業又は 情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 | |
| 旅館業 | 5,000万円以下 | 200人以下 | |
| 医業 | 法人 | — | 300人以下 |
| | 個人 | — | 100人以下 |

※会社の役員や、事業主と生計を一にしている三親等以内の親族は従業員に含まれません。

ご利用いただける方

- 原則として町内で1年以上継続して事業を営んでいる中小企業の方。
- 通常の商工業の概念に該当する業種が対象となります。なお、商工業であっても遊興娯楽業の一部等対象とならない場合があります。

資金使途

中小企業者がその事業を行うために必要な事業資金に限ります。

次の場合は融資の対象になりません

- ・借入金の決済（一部を除く）
- ・投機資金、生活資金等事業に直接関係のない資金

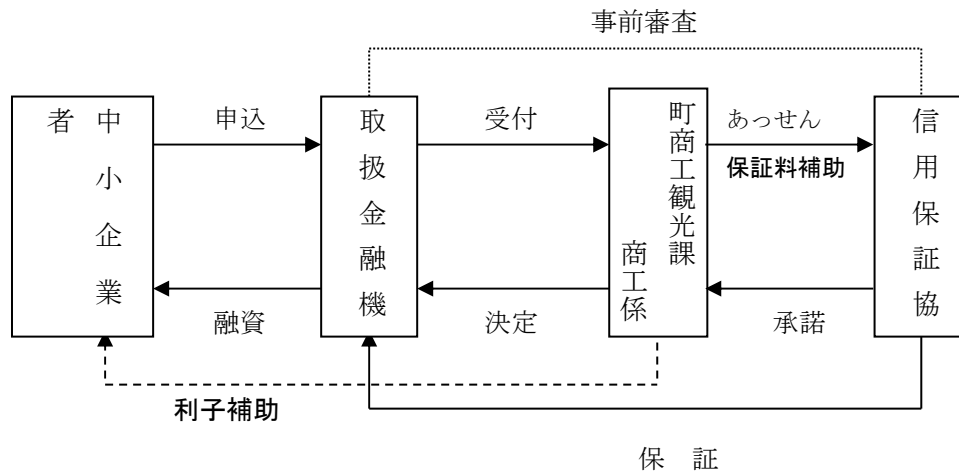
次の場合は設備資金の対象になりません

- ・貸借対照表の固定資産に計上されないもの
- ・不動産のうち、先行投資的又は過剰投資的なもの
- ・既に設置取得等がなされているもの
- ・箕輪町外に設置されるもの
- ・乗用車（特別な理由により、車体に企業名等を業務用車両とわかるように社名表示した場合を除く。表示は、概ねB5サイズ以上とし、塗装又は取り外しのできないステッカー等で貼り付けること。）
- ・車両の購入時に係る税金保険等諸費用

借り入れ手続き

○融資相談 経営の内容を説明できる代表者又はその会社に勤務する方が、直接借入を希望する金融機関に決算書等の経営状況のわかる資料を持参して相談してください。

※申込書提出から融資実行まで約2週間必要となります。



取扱金融機関

○お申込み 融資あっせん申込書に必要事項を記入し、必要書類を添え下記取扱金融機関へお申し込みください。

| | | | |
|------------|------|----|--------------|
| アルプス中央信用金庫 | 箕輪支店 | 電話 | 0265-79-2205 |
| 八十二長野銀行 | 箕輪支店 | 電話 | 0265-79-2182 |
| 長野県信用組合 | 箕輪支店 | 電話 | 0265-70-5111 |

信用保証料

長野県信用保証協会への保証料の全額又は一部を町が負担しています。

利子補助制度

借入にかかる利子の一部（貸付利率の0.8%分）を補助しています。

| 資金区分 | 資金用途 | 貸付利率 | 利子補助 | 補助後の利率 | | |
|----------|------|------|------|--------|------|------|
| 一般 | 設備 | 2.4% | 0.8% | 1.6% | | |
| | 運転 | | | | | |
| 特別小口資金 | 設備 | 2.0% | | 0.8% | 1.2% | |
| | 運転 | 2.1% | | | 1.3% | |
| 経営安定対策資金 | 運転 | 2.1% | | | 0.8% | 1.3% |

令和8年度から、算出した額に千円未満の額が生じたときは、これを切り捨てた額が補助額となります。

詳しくは別紙しおり「箕輪町融資制度のご案内」をご覧ください。

先端設備導入計画

中小企業等経営強化法に基づき、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、以下の一定の要件を満たした場合、固定資産税の特例を受けることができます。

税制の概要

条文：地方税法附則第 15 条第 45 項（固定資産税等の課税標準の特例）

中小事業者等が、適用期間内に市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて、一定の設備を新規取得した場合であり、以下の①及び②の要件を満たして導入した設備については、固定資産税の特例を受けることができます。

- ①雇用者給与等支給額を 1.5%以上、又は 3%以上増加させる賃上げ方針を従業員に表明（賃上げ表明）したことを位置づけた先端設備等導入計画に従い取得する設備
- ②認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率 5%以上の投資計画に記載された設備

＜固定資産税の特例＞

- 1.5%以上の賃上げ表明されたものについては3年間、課税標準を 1 / 2 に軽減
- 3%以上の賃上げ表明されたものについては5年間、課税標準を 1 / 4 に軽減
※令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得した設備

中小事業者等とは？

- 資本金もしくは出資金の額が 1 億円以下の法人
- 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人
- 常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人

ただし、次の法人は、たとえ資本金が 1 億円以下でも中小事業者等とはなりません。

- ①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が 1 億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人超の法人、資本金又は出資金の額が 5 億円以上である法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人等）から 2 分の 1 以上の出資を受ける法人
- ② 2 以上の大規模法人から 3 分の 2 以上の出資を受ける法人

適用期間とは？

令和7年4月1日～令和9年3月31日までの間（2年間）

一定の設備とは？

＜先端設備等の要件＞

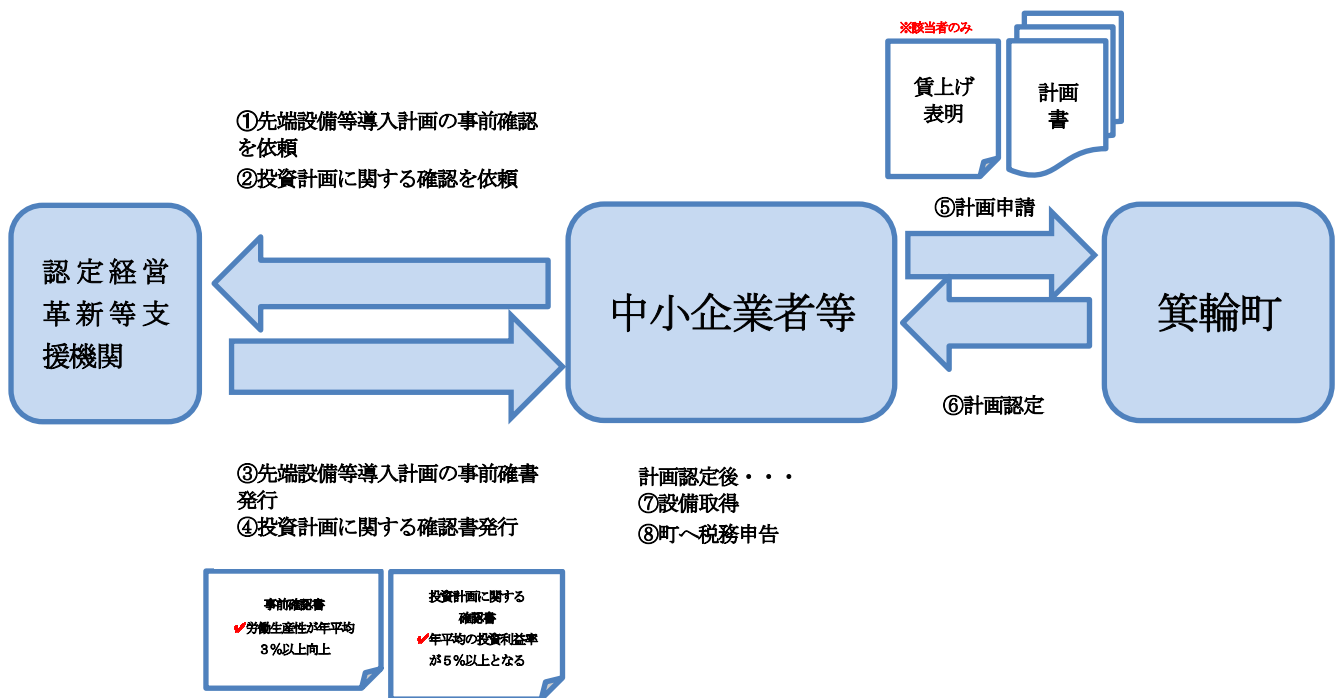
次の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

1. 労働生産性が年平均 3%以上向上するものであり、かつ、認定経営革新等支援機関の確認を受け、投資計画に記載された投資の目的を達成するのに必要不可欠な設備であること
2. 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること
3. 中古資産でないこと

<対象設備>

| 設備の種類 | 最低取得価額 〔1台1基又は 一の取得価額〕 | その他 |
|--------|------------------------------|-------------------|
| 機械装置 | 160万円以上 | |
| 工具 | 30万円以上 | |
| 器具備品 | 30万円以上 | |
| 建物附属設備 | 60万円以上 | 家屋と一体で課税されるものは対象外 |

<申請手続き>



働く皆さんの福利厚生に・・・



箕輪町勤労者互助会に加入しませんか？

活気あふれる、明るい職場づくりを応援します。

「箕輪町内の事業所に働く皆さんの福利を向上させよう！」と設立したのが箕輪町勤労者互助会。安い掛金で有利な共済金がうけられる共済給付制度、労金の生活資金・住宅資金の融資あっせん、そして会員間の親睦と交流などを柱として活動しています。

入会金及び会費(会員1人当たり)

- 入会金／200円(入会時)
- 会費／300円(月額)

※会費を事業主が負担した場合、福利厚生費として必要経費に算入できる場合があります。



入会できる方・入会方法

- 対象 町内の中小企業に勤務する従業員及び事業主
(原則として全従業員の加入をお願いいたします。)
- 入会方法 入会申込書に必要事項を記入の上、箕輪町役場商工観光課商工係へご提出ください。(箕輪町HP>しごと・産業>産業振興>中小企業等支援>箕輪町勤労者互助会のご案内にも掲載しております。)

入って安心勤労者互助会の4つのメリット

共済給付

お祝い金：結婚、出産、小・中学入学 等
お見舞金：傷病見舞金、死亡弔慰金
住宅災害見舞金 等
※詳細は裏面をご確認ください。

レクリエーション事業

- ・日帰り旅行(9月～11月)
- ・ボウリング大会(2月)

働く人を応援する協調融資制度

生活ローン・・・車購入、医療費など
教育ローン・・・入学資金、授業料など
住宅ローン・・・新築、増築など

割引提携施設

●独自事業

【みのわ温泉ながた荘・ながたの湯・ながた自然公園】【テラススタンド・ファームテラス・サイクルテラス・やまびこテラス】【夢まちLabo】で利用できる助成券を1,000円分発行し、会員の元気回復を図ります。

●提携団体事業

- 市町村勤労者互助会・共済会
提携施設等で割引等が受けられます
- 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター(全福センター)
横浜・八景島シーパラダイス、サンリオピューロランド等の施設割引等や牛角(岡谷・諏訪インター店等)の割引等が受けられます。

共済金等給付金一覧

以下の支払事由が発生した場合、申請により保険金を給付します。

| 給付事由 | | | 給付金額 (円) | |
|--------------------|-----------------------|-------------------------------|----------------|---------|
| 死亡保険金 | 会員本人 | 交通事故により死亡した場合 | 450,000 | |
| | | 不慮の事故により死亡した場合 | 350,000 | |
| | | 疾病により死亡した場合 | 65歳未満 | 300,000 |
| | | | 65歳以上 | 150,000 |
| 死亡弔慰金 | 会員の配偶者が死亡した場合 | | 50,000 | |
| | 会員の子が死亡した場合 | | 20,000 | |
| | 会員の親が死亡した場合 | | 8,000 | |
| | 会員の同居親族が住宅災害により死亡した場合 | | 10,000 | |
| 重度障害・後遺障害 保険金 | 会員本人 | 交通事故により後遺障害の状態となった場合 | 450,000～18,000 | |
| | | 不慮の事故により後遺障害の状態となった場合 | 350,000～14,000 | |
| | | 疾病により重度障害の状態となった場合 | 65歳未満 | 300,000 |
| | | | 65歳以上 | 150,000 |
| 傷病休業保険金 | 会員本人 | 傷病により右の期間を休業した場合 | 14日以上 | 5,000 |
| | | | 30日以上 | 10,000 |
| | | | 60日以上 | 15,000 |
| | | | 90日以上 | 20,000 |
| | | | 120日以上 | 25,000 |
| 住宅災害保険金 | 火災等による | 会員の居住する建物・家財の損害の程度が右の割合となった場合 | 50%以上 | 100,000 |
| | | | 30%以上 50%未満 | 70,000 |
| | | | 20%以上 30%未満 | 50,000 |
| | | | 20%未満 | 20,000 |
| | 自然災害による | 会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合 | 70%以上 | 30,000 |
| | | | 20%以上 70%未満 | 15,000 |
| | | | 20%未満 | 3,000 |
| | | 会員の居住する建物の床上浸水 | 6,000 | |
| 祝金 | 結婚祝金 | 会員が結婚した場合 | 10,000 | |
| | 出生祝金 | 会員に子が出生した場合 | 10,000 | |
| | 就学祝金 | 会員の子が小学校に入学した場合 | 5,000 | |
| | | 会員の子が中学校に入学した場合 | 3,000 | |
| | 結婚記念祝金 | 会員が結婚して25周年（銀婚）の記念日を迎えた場合 | 5,000 | |
| 人間ドック受診補助金（年間1回限り） | | | 3,000 | |

○町ホームページ掲載情報のご案内

◆◆箕輪町工業ガイド◆◆

箕輪町の工業企業をカテゴリ別に掲載しています。ガイドをご希望の方は役場商工観光課までお問い合わせください。また、ガイドは町ホームページから電子データでもご覧いただけます。

【最新版 Ver.7】

[トップページ内](#) > [しごと・産業](#) > [産業振興](#) > [商工業](#) > [箕輪町工業ガイド Ver.7](#)

【過去分】

[トップページ内](#) > [しごと・産業](#) > [産業振興](#) > [商工業](#) > [箕輪町工業ガイド](#)

◆◆箕輪町企業誘致ガイド◆◆

箕輪町の工業用地についてご案内しています。

[トップページ内](#) > [しごと・産業](#) > [産業振興](#) > [企業誘致・企業立地](#)
> [箕輪町企業誘致ガイド](#)



箕輪町役場 商工観光課 商工係
(産業支援センターみのわ内)

〒399-4601 箕輪町大字中箕輪 10286 番地 1

TEL : 0265-96-8300 FAX : 0265-79-0230

Eメール : shokan@town.minowa.lg.jp

ホームページ : <https://www.town.minowa.lg.jp/>